

芦屋市の国際交流のあり方について(最終答申)平成5年12月22日

事業	施策	施策詳細
国際理解教育	国際理解教育指針の策定(特に異文化への受容性やアジア理解を育てる教育内容の充実)	
	市立学校における外国籍児童・生徒、および海外帰国子女の受け入れ推進、語学保持教育の充実、外国系学校との連携強化	
	帰国子女の経験や能力の積極的活用	
	図書館における外国語図書の充実、特にアジアの絵本の紹介	
	留学生や来芦青少年と芦屋の青少年との交流の場づくり	
	児童使節団の受入れ	
	市立高校における日本語教育学科の設置	
	国際児童画展の開催 市民向け国際理解講座やセミナーの開催	
友好・姉妹都市交流	特定の課題について、その文化や制度を学びながら友好関係へと発展する交流	高齢化対策についてすぐれた経験を持つ福祉都市 青少年教育や成人教育についてすぐれた経験を持つ教育都市 文化芸術の振興や歴史遺産についてすぐれた経験を持つ文化芸術都 自然環境の保全についてすぐれた経験を持つ都市 女性の社会進出についてすぐれた経験を持つ都市
	芦屋市の人材や技術が役立てられる発展途上国との国際協力交流	将来に向けて世界各地、特にアジア地域の都市との友好関係の推進
	次世代の国際人養成を目的とした人的交流	青少年を中心に継続的に相互交換できる都市との交流 (学習体験・文化・音楽・芸術・スポーツ交流)
	芦屋市と共通する問題意識を持つ都市との交流	
スポーツ交流	総合スポーツセンター(仮称:芦屋浜に建設予定)に国際的なスポーツイベントができる施設機能をもたせる	
	「芦屋カップ」(仮称)国際スポーツ大会の開催	
	青少年国際スポーツ交流大会	
	市主催のスポーツ行事への在住外国人の参加推奨	
	体育館、市営プール、スポーツセンター、テニスコートなど、市のスポーツ施設の在住外国人による利用を促進	
	ジョギングやハイキングのための施設改善および日本語以外の標識の充実	
国際的イベント	国際シンポジウムやフォーラムの開催	女性市長であることの特徴を生かした企画やアジアへの理解を深める企画など
	国際フェスティバルやコンテストの誘致・主催	
草の根国際化	在住外国人との交流会	
	市や地域のイベントや各種企画への招待および参画	
	在住外国人との懇談会、市内施設見学会	
	ホームステイ、ホームビジットなどによる一般家庭との交流	
	友好・姉妹都市の交換学生と地域住民との交流の促進	

事業	施策	施策詳細
国際協力	芦屋版海外青年協力隊の派遣	単なる財政的な援助ではなく、受入れ側の住民と援助する側とが互いに汗を出すことによって、「人と人、心と心の国際協力」を目指したもの
	NGO活動との連携、協力支援	
	教育里親制度などの児童救済事業	
	研修生の受け入れ(医療・福祉・教育など)	
国際交流推進体制と人材育成	留学生支援事業	奨学金制度 ホストファミリー制度(精神的里親制度)
	国際交流課の拡充	各国言語による通訳サービスの提供 国際交流プロパー職員の配置
	国際交流事業における外国人の採用	
	外国人に情報提供や相談サービスを行う窓口の設置、および職員の配置(電話相談のサービスも含む)、外国人登録に際しての生活ガイダンスの提	
	アミティカードによる在住外国人と市政との対話推進	
	英語や中国語など外国語による情報提供	生活情報誌の発行 「広報あしや」の一部を翻訳して、市内在住外国人に配布 市内ガイドブックの作成
	案内標識や公共サインの英字化、道路名(愛称名)の検討	
	在住外国人への各種行政サービスの充実	
	在住外国人の人権保護施策の充実	
	低所得在住外国人に対する医療補助制度	
	外国語による対応可能な医療機関のリスト作成	
	外国人を対象にしたボランティア団体と市政の連携強化	
	各種意識調査の実施	在住外国人に対する意識調査:3年ごと 市民に対する国際交流に関する意識調査 留学・海外移住市民の実態調査
	外国人対象の日本語教室開催(例えば、コミュニティスクールのような形で、地域住民との交流活動を通じた日本語学習の場を提供する)	
	永住希望者に対する日本語講座	
	各種外国語講座の開催	
	図書館に各種外国語書籍のコーナーを設置	
市政の各部局における在住外国人の生活に対する認識の深化および施策の推進		
市政に関する各種懇話会、委員会、審議会などへの在住外国人の積極的登用		
民間における推進体制	国際交流協会への財政的、人的援助、および国際交流専門家の配置	
	国際交流協会の早期財団法人化	
	市の出資金等による「芦屋市国際交流基金」の設置(当面の目標金額:3億円)を通じた国際交流諸事業への財政的援助	
	国際交流や国際奉仕活動を実践している企業、団体、個人の実態調査とネットワーク化	

事業	施策	施策詳細
国際交流を担う人づくりの推進	国際経験豊かな市民や専門家による国際交流リーダー養成プログラム(各種団体との連携)	
	行政職員の長期・短期異文化体験プログラム(ホームステイやフィールド体験を含む)	
	国際交流の専門的な研修やトレーニングの受講者に対する奨学金支給	
	各国語によるボランティア通訳養成	
	日本語指導者養成講座の開催、および日本語個人教授の紹介	
	市主催事業への外国人留学生の関与奨励	
	国際交流活動の功労者に対する顕彰	
国際交流の場作りの推進	「国際交流会館」(仮称)の建設	
	「生涯学習センター」(仮称)の建設による同センターへの国際交流機能の位置づけ	
	芦屋国際文化住宅都市建設法の活用による施設建設の財源確保	
	打出教育文化センターやJR芦屋駅付近の公共施設の利用、あるいは交通至便な民間施設の借り上げによる当面の交流事業推進	
	ルナホールへの同時通訳設備設置 市民センターの一室にLL教室設置	
国際的情報発信・イメージづくりの推進	国際情報の発信	在日公館の大使、領事、職員などを対象にしたセミナーの開催 芦屋市を海外に紹介するビデオの作成やニュースレターの発行 芦屋市の独自性をアピールするようなユニークな国際交流事業の展開と広報活動の推進
	国際情報の収集	国際情報ライブラリーの設置(各国政府発行統計資料、生活情報誌等) 外国情報モニター制度(海外赴任者などをモニターとして委嘱し、海外情報の提供を受ける)

芦屋市国際交流推進懇話会提言骨子（案）

グローバル時代における芦屋市の国際交流のあり方

平成元(1989)年のベルリンの壁崩壊に象徴される東西冷戦体制の終結からすでに20年が経過し、世界は大きく変わった。壁の崩壊で世界は平和になるとの期待もむなしく、新たに、民族紛争、宗教紛争、地域紛争が多発し、世界は混とんとしている。国内では、平成2(1990)年の改正入管法施行に伴い、わが国に定住する外国人が激増することとなった。

芦屋市においては、平成5(1993)年度に「芦屋市国際交流推進懇話会」が「芦屋市の国際交流のあり方について」の答申をした。それから16年が経過し、その間芦屋市は、阪神・淡路大震災を経験し、かけがえのない多くの生命、築き上げてきたまちの財産を一瞬にして失い、生活の再建、まちの復興にかつてない困難に直面した。

本市を取り巻く情勢は大きく変わったが、震災の経験を経て、互いに助け合うことができる地域社会の絆の大切さを学んだ。震災後増加した外国人市民も地域社会の一員として外国人、日本人の区別なく、地域住民として協力し合い、互いに住みよいまちをつくっていかねばならない。そのために、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくことが大切である。

国際交流をすることは「目的」ではなく「手段」である。国際交流の結果、芦屋市がより住みやすく、個性と魅力あるまちになるものでなければならない。グローバル化の潮流の中で、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市 芦屋」ならではの国際交流を推進していくことが肝要である。

このような環境の中で、いま、芦屋市に求められている国際的施策は、国際交流、地域国際協力、外国人市民との多文化社会を実現していくことである。

平成22(2010)年度には、南芦屋浜地区に文化交流施設「(仮称)国際交流センター」が完成する予定である。センターがグローバル時代にふさわしい芦屋市の国際交流活動の拠点となることが期待されている。

芦屋市国際交流推進懇話会では、「国際文化住宅都市 芦屋」の実現のための具体策を提言としてまとめた。

1 芦屋市における国際交流への視点

(1) 地球市民・芦屋市民

私たちが住んでいる地球は、宇宙を航行する小さな星にすぎない。地球は資源と環境が有限な「宇宙船地球号」であり、私たちは運命共同体の地球号の地球市民である。グローバル化の進展で、ひと・もの・かね・情報が自由に地球を駆け巡っている。地球上の他の地域で起きている事象は、私たちと決して無関係ではない。私たちの芦屋市は、地球の他の地域と結びついている。いま、

環境、資源、災害、感染症など「地球的諸課題」といわれる問題が地球を脅かしている。地球市民として、私たち芦屋市民も、市民が主体となる地域国際協力により地球的諸課題解決に貢献する方策が求められるようになってきた。

(2) 「国際交流」3つの視点

国際交流は、ひと・もの・かね・情報が国境を越えて交流することである。グローバル化が進展したいま、国際交流（広義）の内容を、対外的には、外国との交流、交際、地域国際協力、対内的には、多文化共生とする。

第1の「外国との交流、交際」は、伝統的な姉妹都市交流がその代表的なものである。芦屋市は、昭和36(1961)年にモンテベロ市と姉妹都市の提携をして交流をしている。グローバル化の進展で、最近姉妹都市交流以外にも国際交流の機会が増えた。市民、企業、行政が活発な外国との交流を展開している。

第2の「地域国際協力」は、市民、行政が一体となって地球的課題解決のために貢献することである。国際協力は、政府開発援助(ODA)が中心ではあるが、政府開発援助とともに、「地域国際協力」(Community-based Development Initiative、CDI)が注目されている。地域国際協力の実施主体は、主として市民と行政であり、行政は平素の業務で培ったノウハウ、人材で国際協力を行い、市民は行政と連携して協力を行う。政府開発援助と比べると、地域国際協力は「顔が見える国際協力」である。

第3は、「多文化共生社会」の構築である。「多文化主義」(multiculturalism、cultural pluralism)とは、「ひとつの国家ないし社会の中に、複数の異なる人種・民族・集団のもつ言語や文化の共存を認め、そのための方策を積極的に進める考え方、もしくは、政策」である。芦屋市においても、近年外国人市民が増加し、外国人の国籍の構成も変わってきている。平成2(1990)年以降、新渡日の外国人が増えている。「隣人は外国人」は決して珍しいことではない。外国人市民は、日本で「制度の壁、文化の壁、言葉の壁」に直面することが少なくない。また、文化の違い、生活習慣の違いなどに起因する近隣の住民とのトラブルも起こってくる。

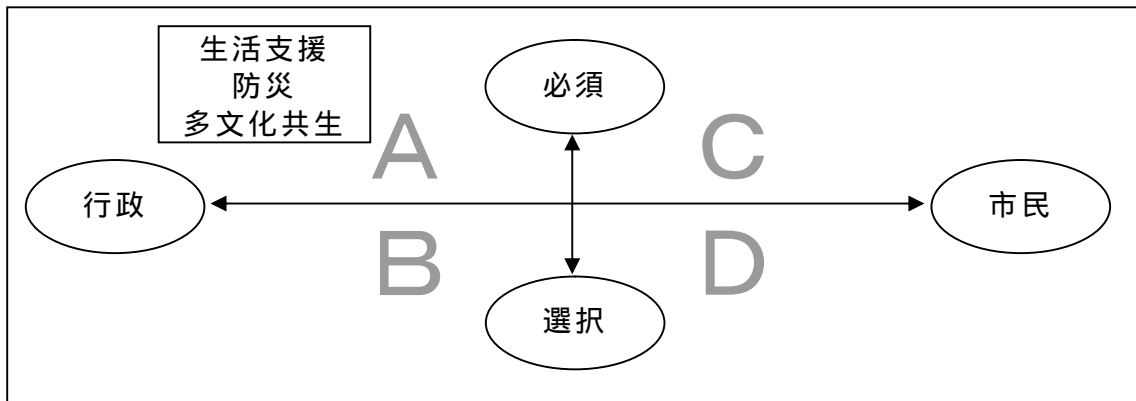
外国人も地域社会の住民として共存できるようにすることが求められている。そのために、支援が必要な外国人市民への施策が必要となっている。すべての外国人が支援を必要とするわけではない。「支援を必要とする外国人」がいる一方で、「支援をすることができる外国人」もいる。外国人は地域社会の「住民」であり、地域の個性と魅力を創出するパートナーと位置付けるべきである。芦屋市はいま、多文化共生社会への胎動期にあるといえる。

(3) 市民と行政の役割分担

国際交流、国際協力、多文化社会は誰が推進していくのか。市民と行政が連携してやっていくことは言うまでもない。芦屋市は「住民に最も近い行政」として、日本人にも外国人にも住みやすい芦屋とするために、重要な役割を果たすこととなる。

表1、2は、国際交流事業における市民と行政の役割を区分したものである。具体的な「国際交流事業」は、市民がやるべきこと、行政がやるべきこと、また、どうしてもしなければならぬこと（必須）、できたらしたほうが良いこと（選択）を視点を仕訳をする必要がある。

(表1)



(表2)

		行政が行う	市民（民間）が行う
A 行政 必須	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必須」事業 ・ 行政主導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災 ・ 多文化共生施策 (外国人市民への基本的施策) (国際理解教育) (市民啓発) 	
B 行政 選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「選択」的事業 ・ 可能な範囲で実施することが望ましい事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹都市提携 ・ 地域国際協力 ・ 外国人市民会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹都市交流 ・ 地域国際協力 ・ 留学支援事業
C 市民 必須	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必須」事業 ・ 実施は、行政よりも市民が行うことが適している事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業主体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人への語学教室 ・ 外国人への市民ガイド ・ 姉妹都市との学生派遣、受入れ ・ 外国人のホームステイ受け入れ
D 市民 選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「選択」的事業 ・ 資金的、人的余裕があればやりたい事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業主体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人への支援 ・ 国際交流活動への寄付

(4) 芦屋から世界へ (仮称)国際交流センターへの期待

国際交流(広義)は、人生を豊かにし、人をたくましくし、世界平和に貢献する。個人を芦屋市に置き換えてみてもその効果は同じである。国際交流は、「地球号」において、芦屋市の都市アイデンティティを誇示し、芦屋のプレゼンスを高めるものであるといえる。来年度南芦屋浜地区に、文化交流施設「(仮称)国際交流センター、(仮称)地域交流センター、健康増進施設」が開設される。このセンターを単なる「はこもの」とせず、名実ともに芦屋市の国際交流活動の拠点としなければならない。「仏を作って魂を入れる」ことが大切である。

2 具体的提言 (表2での該当区分)

(1) 外国との交流、交際

- モンテベロ市との交流 B 市民
- ・現状の姉妹都市交流の見直し
- ・「モンテベロ・ウイーク in 芦屋」、「芦屋ウイーク in モンテベロ」
新たな姉妹都市等の検討 B 行政
- 芦屋市長による「国際交流市民貢献者表彰」 B 行政

(2) 多文化共生

- 行政窓口における多言語対応(市民ボランティアの協力等) .. A 行政
- 医療窓口、学校等における多言語対応(市民ボランティアの協力等)
..... A 行政
- (外国人の)行政情報へのアクセスの容易さ確保
- ・外国語での情報提供(ホームページ、広報、窓口での配布資料等)
..... A 行政
- ・封筒に多言語で「芦屋市役所」の文字を入れる
(「市役所からの郵便物がDMと間違われ捨てられないよう」) A 行政
- 案内標識・公共サインの多言語表記(ピクトグラムの活用) .. A 行政
- 「外国人市民会議」の設置 外国人市民の意見を汲みあげる場
..... B 行政
- 在住外国人意識調査の定期的実施 B 行政
- 「3者間通話システム」の構築(市民ボランティアの協力等) B 行政
- 市職員の外国語、国際理解研修 B 行政
- 外国人児童・生徒への学習言語能力(母語教育等)
(市民ボランティアの協力等) B 行政
- 外国人への日本語学習支援日本語教室(市民ボランティアの協力等)
..... D 市民
- スポーツ大会(ペタンクなど)の開催 D 市民

- (3) 地域国際協力 「地球市民」としての「地球への貢献」
- 「地域国際協力事業」
- ・ 市民活力を導入し市民と市が連携した国際協力 …………… B
 - ・ 外務省、自治体国際化協会(CLAIR)、JICA 等との連携による財源の確保 …………… B
 - ・ 地球市民として地球的課題解決に貢献 …………… B 市民
 - ・ 市が平素の行政で培ったノウハウ、育成した人材で国際協力
(消防、上下水道、病院、行政等) …………… B 行政
 - 海外研修生の受け入れ(医療・福祉・教育など) 芦屋市民病院等 …………… B 行政
 - 上記推進のための開発教育、国際理解教育、市民啓発 …………… A 行政

3 芦屋市の役割

- (1) 行政の「グローバル・リテラシー」(国際対話能力)育成
- 市職員の「グローバル・リテラシー」育成
- ・ 人事考課等で外国語能力等を評価するシステムの導入
 - ・ 外国語学習への奨励制度(外国語検定資格取得者への報償制度等)
 - ・ 内部研修に国際科目(例「グローバル化の進展と市役所行政」講演等)
 - ・ 外務省、自治体国際化協会(CLAIR)、全国市町村国際文化研修所(JIAM)等への市職員派遣
 - ・ 兵庫県ワシントン州事務所への市職員派遣
 - ・ 姉妹都市との市職員相互派遣研修
- (2) 市民力の活用
- 市民ボランティア(NGO、NPO)
- ・ 国際的な業務の経験がある市民、外国語堪能な市民などの活用
 - ・ 活動しやすい仕組みづくり
 - 「市民ボランティア通訳」登録制度
 - ボランティアネットワークの構築
 - ボランティアへの支援
 - 自治会との連携
 - ・ 外国人市民の自治会への加入促進
 - ・ 地域協力(市民交流を通して相互理解、問題解決)
 - 「小学校英語補助教員」としての市民起用と研修実施
- (3) 市民啓発
- 市民への開発教育
- 国際理解セミナー

4 「(仮称)国際交流センター」への期待 ~仏作って魂を入れる~

愛称募集

オープニングセレモニー

- ・インパクトある行事

国際交流の拠点機能

- ・国際情報ライブラリーの設置(各国資料、外国書籍)

- ・外国語教室

- ・国際理解セミナー

- ・各種国際交流事業の企画・運営

弁論大会(英語・日本語)小中高校生、大学生、シニア

- ・姉妹都市交流の拠点(モンテペロ通り)

市民国際協力の拠点

多文化共生の拠点 外国人市民の円滑な生活を助ける窓口

- ・外国人市民よろず相談窓口

- ・多言語で対応できる職員の配置

- ・日本語教室(大人・子ども)

- ・外国人への日本語教育の拠点

市民啓発の拠点

- ・日本人、外国人双方への啓発

センター職員の「グローバル・リテラシー」

おわりに

芦屋市は、「国際文化住宅都市」として、きわめて恵まれた住環境を持っている。この芦屋市をさらに住みよいまちとするために、国際交流(広義)は重要である。芦屋市の国際交流の柱は、対外的には 外国との交流・交際、 地域国際協力、そして、対内的には 多文化共生社会づくりである。外国人を良きパートナーとして、さらに住みやすい芦屋市をつくっていくことを願っている。

地域国際化のための施策は目的ではなく、芦屋市をより住みやすいまちとし、芦屋の個性と魅力を創り出す手段である。国際的な施策は、芦屋市全体を活性化させ、市民の福祉をさらに向上させるものでなければならない。

平成22(2010)年度には、待望久しい「(仮称)国際交流センター」が南芦屋浜地区に開設される。このセンターが、芦屋市の国際交流、国際協力、多文化共生の拠点となることを願う。このセンターから、「芦屋発世界行」、「世界から芦屋着」のひと・もの・かね・情報が行き交うことが期待される。センターは、単なる「はこもの」であってはならない。企画運営に当たる職員の資質も重要である。センターが真に「(仮称)国際交流センター」に値するものかどうか、センターを運営する職員にも「グローバル・リテラシー」が求められる。

この提言が、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市 芦屋」の個性と魅力を増すために一助になることを願っている。